

諮問第94号の答申 ガス事業生産動態統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第94号によるガス事業生産動態統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成28年9月9日付け20160906資第13号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「ガス事業生産動態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 調査の目的の変更

本申請では、調査の目的を、表1のとおり変更する計画である。

表 1

現 行	変更案
<u>ガス事業の生産の実態を明確にし、 以って、ガス事業法第1条に規定する目的達成の基礎資料とする。</u>	<u>ガス事業の生産の実態を明らかにし、 ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。</u>

これについては、本調査から作成される統計（ガス事業生産動態統計）が基幹統計であり、広範な利活用が想定されることを踏まえて目的の記載を一般化するものであることから、適当である。

イ 調査対象の範囲の変更

本申請では、調査対象の範囲を、表2のとおり変更するとともに、調査票様式1-1中の事業者区分を、表3のとおり変更する計画である。

表 2

現 行	変更案
<u>ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者について行う。</u>	<u>ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者（同条第10項に規定するガス製造事業者を除く。以下同じ。）</u>

表 3

現 行		変 更 案																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般ガス事業者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>ガス導管事業者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大口ガス事業者</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		事業者区分		一般ガス事業者	●	ガス導管事業者	○	大口ガス事業者	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス小売事業者</td> <td style="background-color: #90EE90;"></td> </tr> <tr> <td>一般ガス導管事業者</td> <td style="background-color: #90EE90;"></td> </tr> <tr> <td>特定ガス導管事業者</td> <td style="background-color: #90EE90;"></td> </tr> </tbody> </table>		事業者区分		ガス小売事業者		一般ガス導管事業者		特定ガス導管事業者	
事業者区分																			
一般ガス事業者	●																		
ガス導管事業者	○																		
大口ガス事業者	○																		
事業者区分																			
ガス小売事業者																			
一般ガス導管事業者																			
特定ガス導管事業者																			
※複数選択																			

これらについては、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。電気事業法（昭和39年法律第170号）、ガス事業法及び熱供給事業法（昭和47年法律第88号）等の一括改正法）の施行に伴い、平成29年4月から、ガス事業法に規定されるガス事業者の区分及び定義が変更されることを踏まえたものであり、適切な実態把握に資するものであることから、適当である。

ウ 調査事項の変更

本申請では、様式1-1及び1-2の調査事項について、表4のとおり変更する計画である。

表 4

No.	現 行	変 更 案	変更内容・理由																																																																																																																																																
①	<p>様式 1 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">Ⅲ 製品ガス生産・購入・販売・在庫</th> </tr> <tr> <th colspan="2">量 (単位:1,000MJ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>製品ガス生産量</td><td></td></tr> <tr><td>ガス事業者からの製品ガス購入量</td><td></td></tr> <tr><td>ガス事業者以外からの製品ガス購入量</td><td></td></tr> <tr><td>加熱用</td><td></td></tr> <tr><td>自家消費</td><td></td></tr> <tr><td>卸供給</td><td></td></tr> <tr><td>大口販売</td><td></td></tr> <tr><td>商業用</td><td></td></tr> <tr><td>工業用</td><td></td></tr> <tr><td>その他用</td><td></td></tr> <tr><td>家庭用</td><td></td></tr> <tr><td>(うち選択約款)</td><td>()</td></tr> <tr><td>小口販売</td><td></td></tr> <tr><td>商業用</td><td></td></tr> <tr><td>(うち選択約款)</td><td>()</td></tr> <tr><td>工業用</td><td></td></tr> <tr><td>(うち選択約款)</td><td>()</td></tr> <tr><td>その他用</td><td></td></tr> <tr><td>(うち選択約款)</td><td>()</td></tr> <tr><td>月末在庫</td><td></td></tr> </tbody> </table>	Ⅲ 製品ガス生産・購入・販売・在庫		量 (単位:1,000MJ)		製品ガス生産量		ガス事業者からの製品ガス購入量		ガス事業者以外からの製品ガス購入量		加熱用		自家消費		卸供給		大口販売		商業用		工業用		その他用		家庭用		(うち選択約款)	()	小口販売		商業用		(うち選択約款)	()	工業用		(うち選択約款)	()	その他用		(うち選択約款)	()	月末在庫		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">Ⅲ 製品ガス生産・購入・販売・在庫</th> </tr> <tr> <th colspan="5">量 (単位:1,000MJジュール)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>製品ガス生産量</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ガス事業者からの製品ガス購入量</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ガス事業者以外からの製品ガス購入量</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>加熱用</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>自家消費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>卸供給</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>地区</td><td>用途</td><td>家庭用</td><td>商業用</td><td>工業用</td><td>その他用</td></tr> <tr><td>製</td><td>北 海 道</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>品</td><td>東 北</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>関</td><td>東</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ガ</td><td>中 部 ・ 北 陸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ス</td><td>近 畿</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>販</td><td>中 国</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>売</td><td>四 国</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>量</td><td>九 州 ・ 沖 縄</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>月</td><td>末 在 庫</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	Ⅲ 製品ガス生産・購入・販売・在庫					量 (単位:1,000MJジュール)					製品ガス生産量					ガス事業者からの製品ガス購入量					ガス事業者以外からの製品ガス購入量					加熱用					自家消費					卸供給					地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用	製	北 海 道					品	東 北					関	東					ガ	中 部 ・ 北 陸					ス	近 畿					販	中 国					売	四 国					量	九 州 ・ 沖 縄					月	末 在 庫					<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス事業法の改正により、ガスの小売が自由化されることに伴い、大口、小口の区分が廃止されるため、「大口販売」、「小口販売」を統合 ・ ガス事業法の改正により、「選択約款」が廃止となるため、「うち選択約款」を削除 ・ ガス事業法の改正
Ⅲ 製品ガス生産・購入・販売・在庫																																																																																																																																																			
量 (単位:1,000MJ)																																																																																																																																																			
製品ガス生産量																																																																																																																																																			
ガス事業者からの製品ガス購入量																																																																																																																																																			
ガス事業者以外からの製品ガス購入量																																																																																																																																																			
加熱用																																																																																																																																																			
自家消費																																																																																																																																																			
卸供給																																																																																																																																																			
大口販売																																																																																																																																																			
商業用																																																																																																																																																			
工業用																																																																																																																																																			
その他用																																																																																																																																																			
家庭用																																																																																																																																																			
(うち選択約款)	()																																																																																																																																																		
小口販売																																																																																																																																																			
商業用																																																																																																																																																			
(うち選択約款)	()																																																																																																																																																		
工業用																																																																																																																																																			
(うち選択約款)	()																																																																																																																																																		
その他用																																																																																																																																																			
(うち選択約款)	()																																																																																																																																																		
月末在庫																																																																																																																																																			
Ⅲ 製品ガス生産・購入・販売・在庫																																																																																																																																																			
量 (単位:1,000MJジュール)																																																																																																																																																			
製品ガス生産量																																																																																																																																																			
ガス事業者からの製品ガス購入量																																																																																																																																																			
ガス事業者以外からの製品ガス購入量																																																																																																																																																			
加熱用																																																																																																																																																			
自家消費																																																																																																																																																			
卸供給																																																																																																																																																			
地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用																																																																																																																																														
製	北 海 道																																																																																																																																																		
品	東 北																																																																																																																																																		
関	東																																																																																																																																																		
ガ	中 部 ・ 北 陸																																																																																																																																																		
ス	近 畿																																																																																																																																																		
販	中 国																																																																																																																																																		
売	四 国																																																																																																																																																		
量	九 州 ・ 沖 縄																																																																																																																																																		
月	末 在 庫																																																																																																																																																		

②	<p>様式 1 - 2</p> <p>Ⅲ 製品ガス購入・販売 (単位:千円)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2"></th><th>金額</th></tr> <tr><td rowspan="3">大口販売</td><td>ガス事業者からの製品ガス購入</td><td></td></tr> <tr><td>ガス事業者以外からの製品ガス購入</td><td></td></tr> <tr><td>卸供給</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="5">小口販売</td><td>商業用</td><td></td></tr> <tr><td>工業用</td><td></td></tr> <tr><td>その他用</td><td></td></tr> <tr><td>家庭用 (うち選択約款)</td><td>()</td></tr> <tr><td>商業用 (うち選択約款)</td><td>()</td></tr> <tr><td>工業用 (うち選択約款)</td><td>()</td></tr> <tr><td>その他用 (うち選択約款)</td><td>()</td></tr> </table>			金額	大口販売	ガス事業者からの製品ガス購入		ガス事業者以外からの製品ガス購入		卸供給		小口販売	商業用		工業用		その他用		家庭用 (うち選択約款)	()	商業用 (うち選択約款)	()	工業用 (うち選択約款)	()	その他用 (うち選択約款)	()	<p>Ⅲ 製品ガス購入・販売 (単位:千円)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2"></th><th colspan="4">金額</th></tr> <tr><td rowspan="3">大口販売</td><td>ガス事業者からの製品ガス購入</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ガス事業者以外からの製品ガス購入</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>卸供給</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="9">小口販売</td><td>地区</td><td>用途</td><td>家庭用</td><td>商業用</td><td>工業用</td><td>その他用</td></tr> <tr><td rowspan="3">製北</td><td>海</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>道</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">品東</td><td>関</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>東</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">ガ中</td><td>部</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>北</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">ス近</td><td>陸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>畿</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">販中</td><td>国</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>四</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>国</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">売九</td><td>州</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>沖</td><td>縄</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>			金額				大口販売	ガス事業者からの製品ガス購入					ガス事業者以外からの製品ガス購入					卸供給					小口販売	地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用	製北	海					道										品東	関					東										ガ中	部					・					北					ス近	陸					畿										販中	国					四					国					売九	州					・					沖	縄					<p>により、ガスの販売地域の制限が廃止となることに伴い、的確な実態把握の観点から、販売量及び販売額を地域ブロック別に把握</p>
		金額																																																																																																																																																								
大口販売	ガス事業者からの製品ガス購入																																																																																																																																																									
	ガス事業者以外からの製品ガス購入																																																																																																																																																									
	卸供給																																																																																																																																																									
小口販売	商業用																																																																																																																																																									
	工業用																																																																																																																																																									
	その他用																																																																																																																																																									
	家庭用 (うち選択約款)	()																																																																																																																																																								
	商業用 (うち選択約款)	()																																																																																																																																																								
工業用 (うち選択約款)	()																																																																																																																																																									
その他用 (うち選択約款)	()																																																																																																																																																									
		金額																																																																																																																																																								
大口販売	ガス事業者からの製品ガス購入																																																																																																																																																									
	ガス事業者以外からの製品ガス購入																																																																																																																																																									
	卸供給																																																																																																																																																									
小口販売	地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用																																																																																																																																																				
	製北	海																																																																																																																																																								
		道																																																																																																																																																								
	品東	関																																																																																																																																																								
		東																																																																																																																																																								
	ガ中	部																																																																																																																																																								
		・																																																																																																																																																								
北																																																																																																																																																										
ス近	陸																																																																																																																																																									
	畿																																																																																																																																																									
販中	国																																																																																																																																																									
	四																																																																																																																																																									
	国																																																																																																																																																									
売九	州																																																																																																																																																									
	・																																																																																																																																																									
沖	縄																																																																																																																																																									
③	<p>様式 1 - 1</p> <p>Ⅳ 需要家メーター数 (単位:個)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2"></th><th>取付数</th><th>調定数</th></tr> <tr><td rowspan="3">大口</td><td>商業用</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>工業用</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他用</td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="5">小口</td><td>家庭用 (うち選択約款)</td><td>()</td><td>()</td></tr> <tr><td>商業用 (うち選択約款)</td><td>()</td><td>()</td></tr> <tr><td>工業用 (うち選択約款)</td><td>()</td><td>()</td></tr> <tr><td>その他用 (うち選択約款)</td><td>()</td><td>()</td></tr> <tr><td>その他用 (うち選択約款)</td><td>()</td><td>()</td></tr> </table>			取付数	調定数	大口	商業用			工業用			その他用			小口	家庭用 (うち選択約款)	()	()	商業用 (うち選択約款)	()	()	工業用 (うち選択約款)	()	()	その他用 (うち選択約款)	()	()	その他用 (うち選択約款)	()	()	<p>Ⅳ メーター取付数 (単位:個)</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">取付数</td></tr> <tr><td colspan="2"></td></tr> </table> <p>Ⅴ 調定数 (単位:件)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2"></th><th>家庭用</th><th>商業用</th><th>工業用</th><th>その他用</th></tr> <tr><td rowspan="3">北</td><td>海</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>道</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">東</td><td>関</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>東</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">中</td><td>部</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>北</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">近</td><td>陸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>畿</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">中</td><td>国</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>四</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>国</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">九</td><td>州</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>沖</td><td>縄</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	取付数						家庭用	商業用	工業用	その他用	北	海					道										東	関					東										中	部					・					北					近	陸					畿										中	国					四					国					九	州					・					沖	縄					<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス事業法の改正に伴い、ガスの生産から供給に係る業務の役割分担が明確にされることにより、ガス導管事業者では実態が把握できなくなる用途別のメーター取付数を廃止し、総数のみ把握 ・ ①及び②と同様の理由から、「大口販売」及び「小口販売」を統合 ・ ①及び②と同様の理由から、「うち選択約款」を削除 ・ ①及び②と同様の理由から、「調定数」を地域ブロック別に把握 														
		取付数	調定数																																																																																																																																																							
大口	商業用																																																																																																																																																									
	工業用																																																																																																																																																									
	その他用																																																																																																																																																									
小口	家庭用 (うち選択約款)	()	()																																																																																																																																																							
	商業用 (うち選択約款)	()	()																																																																																																																																																							
	工業用 (うち選択約款)	()	()																																																																																																																																																							
	その他用 (うち選択約款)	()	()																																																																																																																																																							
	その他用 (うち選択約款)	()	()																																																																																																																																																							
取付数																																																																																																																																																										
		家庭用	商業用	工業用	その他用																																																																																																																																																					
北	海																																																																																																																																																									
	道																																																																																																																																																									
東	関																																																																																																																																																									
	東																																																																																																																																																									
中	部																																																																																																																																																									
	・																																																																																																																																																									
	北																																																																																																																																																									
近	陸																																																																																																																																																									
	畿																																																																																																																																																									
中	国																																																																																																																																																									
	四																																																																																																																																																									
	国																																																																																																																																																									
九	州																																																																																																																																																									
	・																																																																																																																																																									
沖	縄																																																																																																																																																									
④	<p>様式 1 - 1</p> <p>Ⅴ 託送供給 (単位:件、1,000メガスジュール)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2"></th><th>小売託送</th><th>卸託送</th></tr> <tr><td rowspan="2">件数</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>量</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>様式 1 - 2</p> <p>Ⅵ 託送供給 (単位:千円)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2"></th><th>小売託送</th><th>卸託送</th></tr> <tr><td rowspan="2">金額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>額</td><td></td><td></td></tr> </table>			小売託送	卸託送	件数				量					小売託送	卸託送	金額				額			<p>Ⅵ 託送供給 (単位:件、1,000メガスジュール)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2"></th><th>小売託送</th><th>自己託送</th><th>連結託送</th></tr> <tr><td rowspan="2">件数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>量</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>Ⅶ 託送 (単位:千円)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2"></th><th>小売託送</th><th>自己託送</th><th>連結託送</th></tr> <tr><td rowspan="2">金額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>額</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>			小売託送	自己託送	連結託送	件数					量						小売託送	自己託送	連結託送	金額					額				<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス事業法の改正に伴う託送供給制度の改正を踏まえ、「卸託送」を「連結託送」に変更するとともに、「自己託送」を調査事項として追加 																																																																																																					
		小売託送	卸託送																																																																																																																																																							
件数																																																																																																																																																										
	量																																																																																																																																																									
		小売託送	卸託送																																																																																																																																																							
金額																																																																																																																																																										
	額																																																																																																																																																									
		小売託送	自己託送	連結託送																																																																																																																																																						
件数																																																																																																																																																										
	量																																																																																																																																																									
		小売託送	自己託送	連結託送																																																																																																																																																						
金額																																																																																																																																																										
	額																																																																																																																																																									

このうち、①～③において、調定数等を地域ブロック別に把握することについては、ガス小売全面自由化の実態をより適切に把握するために、都道府県別に把握することが望ましいと考えられる。

しかしながら、都道府県別のガス需要等については、他の統計調査の結果から把握可能な状況である一方、月次調査という限られたスケジュールの中で経常的に報告を求めた場合、報告者の負担が著しく増加することが懸念される。したがって、本申請で地域ブロック別の把握にとどまることは、現時点においては、やむを得ないものとする。

ただし、ガス小売全面自由化の状況を適切に把握するとともに、その更なる進展のためのデータ提供として、都道府県別に把握することは必要と考えられるところであり、例えば、年1回の調査事項として追加する等、その把握可能性については、引き続き検討することが必要である。

前記以外の項目については、ガス事業法の改正に伴う利活用ニーズの変化を踏まえた変更であり、適切な実態把握に資するものであることから、適当である。

エ 調査事項の削除

本申請では、様式1-1及び1-2の調査事項について、表5のとおり削除する計画である。

表 5

No.	現 行 / 変 更 案		変更内容・理由																																																																						
①	現 行	様式 1 - 1 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">I 原料</th> </tr> <tr> <th></th> <th>揮発油 (キロリットル)</th> <th>液化石油ガス (トン)</th> <th>天然ガス (立方メートル)</th> <th>液化天然ガス (トン)</th> <th>その他 ()</th> <th>その他 ()</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受 海 外 購 入 量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入 国 内 購 入 量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自 家 生 産 量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消 ガ ス 化 用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加 熱 用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費 そ の 他 用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>送 配 用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月 末 在 庫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	I 原料								揮発油 (キロリットル)	液化石油ガス (トン)	天然ガス (立方メートル)	液化天然ガス (トン)	その他 ()	その他 ()	受 海 外 購 入 量							入 国 内 購 入 量							自 家 生 産 量							消 ガ ス 化 用							加 熱 用							費 そ の 他 用							送 配 用							月 末 在 庫							<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保護の観点から使用されなくなった「揮発油」を削除 ・ 記入実績を踏まえ、「その他」欄の1つを削除 ・ 「その他」の記入内容を明確化するため、「種別」及び「単位」記入用に () を追加
	I 原料																																																																								
	揮発油 (キロリットル)	液化石油ガス (トン)	天然ガス (立方メートル)	液化天然ガス (トン)	その他 ()	その他 ()																																																																			
受 海 外 購 入 量																																																																									
入 国 内 購 入 量																																																																									
自 家 生 産 量																																																																									
消 ガ ス 化 用																																																																									
加 熱 用																																																																									
費 そ の 他 用																																																																									
送 配 用																																																																									
月 末 在 庫																																																																									
変 更 案	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">I 原料</th> </tr> <tr> <th></th> <th>液化天然ガス (トン)</th> <th>天然ガス (立方メートル)</th> <th>液化石油ガス (トン)</th> <th>その他(種別:) (単位:)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受 海 外 購 入 量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入 国 内 購 入 量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自 家 生 産 量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消 ガ ス 化 用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加 熱 用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費 そ の 他 用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>送 配 用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月 末 在 庫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	I 原料						液化天然ガス (トン)	天然ガス (立方メートル)	液化石油ガス (トン)	その他(種別:) (単位:)	受 海 外 購 入 量					入 国 内 購 入 量					自 家 生 産 量					消 ガ ス 化 用					加 熱 用					費 そ の 他 用					送 配 用					月 末 在 庫																										
I 原料																																																																									
	液化天然ガス (トン)	天然ガス (立方メートル)	液化石油ガス (トン)	その他(種別:) (単位:)																																																																					
受 海 外 購 入 量																																																																									
入 国 内 購 入 量																																																																									
自 家 生 産 量																																																																									
消 ガ ス 化 用																																																																									
加 熱 用																																																																									
費 そ の 他 用																																																																									
送 配 用																																																																									
月 末 在 庫																																																																									
②	現 行	様式 1 - 2 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">VII 原料</th> <th colspan="2">(単位:千円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>揮発油</th> <th>液化石油ガス</th> <th>液化天然ガス</th> <th>その他 ()</th> <th>その他 ()</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受 海 外 金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入 国 内 金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	VII 原料						(単位:千円)			揮発油	液化石油ガス	液化天然ガス	その他 ()	その他 ()			受 海 外 金 額								入 国 内 金 額																																														
	VII 原料						(単位:千円)																																																																		
	揮発油	液化石油ガス	液化天然ガス	その他 ()	その他 ()																																																																				
受 海 外 金 額																																																																									
入 国 内 金 額																																																																									
変 更 案	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">VIII 原料</th> <th colspan="2">(単位:千円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>液化天然ガス</th> <th>液化石油ガス</th> <th>その他 (種別:)</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受 海 外 金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入 国 内 金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	VIII 原料				(単位:千円)			液化天然ガス	液化石油ガス	その他 (種別:)			受 海 外 金 額						入 国 内 金 額																																																					
VIII 原料				(単位:千円)																																																																					
	液化天然ガス	液化石油ガス	その他 (種別:)																																																																						
受 海 外 金 額																																																																									
入 国 内 金 額																																																																									

③	現行	様式 1 - 1 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳</th> <th colspan="2">(単位:1,000×方ジュール)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>生産</th> <th>ガス事業者からの購入 (うち一般ガス事業者)</th> <th>ガス事業者以外からの購入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石炭ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他石炭系ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>揮発油ガス</td> <td></td> <td>()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気化後液化石油ガス</td> <td></td> <td>()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他石油系ガス</td> <td></td> <td>()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天然ガス</td> <td></td> <td>()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気化後液化天然ガス</td> <td></td> <td>()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他ガス</td> <td></td> <td>()</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳		(単位:1,000×方ジュール)			生産	ガス事業者からの購入 (うち一般ガス事業者)	ガス事業者以外からの購入	石炭ガス				その他石炭系ガス				揮発油ガス		()		気化後液化石油ガス		()		その他石油系ガス		()		天然ガス		()		気化後液化天然ガス		()		その他ガス		()		<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用するガス事業者がほとんど見られない「石炭ガス」、「その他石炭系ガス」及び「揮発油ガス」を削除 ・ ガス事業法の改正に伴い、「(うち一般ガス事業者)」を削除
	Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳		(単位:1,000×方ジュール)																																								
	生産	ガス事業者からの購入 (うち一般ガス事業者)	ガス事業者以外からの購入																																								
石炭ガス																																											
その他石炭系ガス																																											
揮発油ガス		()																																									
気化後液化石油ガス		()																																									
その他石油系ガス		()																																									
天然ガス		()																																									
気化後液化天然ガス		()																																									
その他ガス		()																																									
変更案	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳</th> <th colspan="2">(単位:1,000×方ジュール)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>生産</th> <th>ガス事業者からの購入</th> <th>ガス事業者以外からの購入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気化後液化天然ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天然ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>気化後液化石油ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他石油系ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳		(単位:1,000×方ジュール)			生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入	気化後液化天然ガス				天然ガス				気化後液化石油ガス				その他石油系ガス				その他ガス																	
Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳		(単位:1,000×方ジュール)																																									
	生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入																																								
気化後液化天然ガス																																											
天然ガス																																											
気化後液化石油ガス																																											
その他石油系ガス																																											
その他ガス																																											
④	現行	様式 1 - 1 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">Ⅶ 電力</th> <th>(単位:kWh)</th> </tr> <tr> <th>消費電力量</th> <th>受電分</th> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <th>自家発電分</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	Ⅶ 電力		(単位:kWh)	消費電力量	受電分			自家発電分					<ul style="list-style-type: none"> ・ 本調査で把握する必要性が乏しくなったため削除 																												
	Ⅶ 電力		(単位:kWh)																																								
消費電力量	受電分																																										
	自家発電分																																										
変更案	削除																																										

これらについては、生産量等の実績がほとんどない等、把握の必要性の低下を踏まえたものであり、利活用上の支障も認められず、報告者負担の軽減にも資するものであることから、適当である。

オ 集計事項の変更

本申請では、集計事項について、調査事項の変更に伴う追加・削除等を行う計画である。

これについては、調査事項の変更を踏まえ、所要の修正を行うものであり、時系列データについても必要に応じて接続できるよう、データの継続性に配慮することから適当である。

カ 公表の方法及び公表の期日の変更

本申請では、公表の方法及び公表の期日について、表 6 のとおり変更する計画である。

表 6

	現行	変更案	変更理由
公表の方法	定期刊行物その他により公表する。	集計された結果をインターネット(資源)	・ 利活用の実績に即して記載を修

			<u>エネルギー庁ホームページ及び e-Stat)</u> により公表する。	正するもの ・業務効率化の観点から、刊行物を廃止
公表の 期日	月次調査 ・様式 1-1 ・様式 2	数量に係る事項の結果を <u>翌々月 20 日</u> まで (注) 「調査票提出月の翌月 20 日」を意味している。	数量に係る事項の結果は、 <u>調査票提出月の翌月下旬</u> まで	・日付を指定した場合、月によっては土曜日、日曜日、祝日と重なることから一般的な記述に修正するもの
	四半期調査 ・様式 1-2	金額に係る事項を調査票提出月（6 月、9 月、12 月、3 月）の <u>翌月 20 日</u> まで	金額に係る事項の結果は、 <u>調査票提出月（6 月、9 月、12 月、3 月）の翌月下旬</u> まで	

このうち、公表の方法については、印刷物の作成が関係府省向けの僅かな部数にとどまっており、基本的には、インターネットに掲載したデータが利用されている現状において、印刷物の作成を取りやめても、利活用上の支障は生じないものと考えられることから、適当である。

また、公表の期日については、曜日の並びによる公表日の変動を考慮したものであり、公表期日の遅れを招くものではないこと、また、オンライン回答の促進を図るなどにより、集計作業を効率化し、公表の早期化にも努めることとしていることから、適当である。

キ 調査票情報の保存期間及び保存責任者

本申請では、調査票情報の保存期間及び保存責任者について、表 7 のとおり、変更する計画である。

表 7

	関係書類	保存責任者	保存期間
現行	調査票	経済産業局長及び経済産業大臣	2 年
変更案	記入済み調査票	経済産業局長及び経済産業大臣	2 年
	調査票の内容を記録した電磁的記録	経済産業大臣	永年

これについては、現状において、調査票情報の保存期間が 2 年とされ、3 年以上前のデータについては集計表以外残っておらず、二次利用する際に支障が生じることは否定できないが、今回の変更により、少なくとも、今後行われる調査については、調査票の内容を記録した電磁的記録が永年保存されることとなり、二次利用への対応も可能になることから、適当である。

2 統計審議会諮問第307号の答申（平成18年3月10日付け統審議第5号）で示された「今後の課題」への対応状況

本調査については、統計審議会第307号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

今回の調査項目の変更により把握されることとなる大口販売と小口販売については、平成19年に予定されている自由化範囲の拡大が実施された場合には、その範囲が変更されることになるので、経済産業省は、平成19年以降も統計の比較が継続し行うことができる工夫を検討する必要がある。

これについて、経済産業省は、今般のガス事業法の改正に伴い、本申請において、調査対象となる事業者区分のほか、調査事項の一部を見直すこととしているが、集計に当たっては、時系列データについても必要に応じて接続できるよう、データの継続性に配慮することとしていることから、対応は適切と考える。

3 オンライン調査の推進

オンライン調査については、

- ① 報告者負担の軽減や集計業務の効率化、正確な統計作成など多くのメリットがあること
- ② 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）において、統計調査の実実施計画を企画する際、オンライン調査を導入している調査は、オンラインによる回収率の向上方策について事前に検討することが指摘されていること
- ③ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」（平成27年4月17日オンライン調査推進会議申合せ）において、基幹統計調査や大規模統計調査がオンライン調査の充実に優先的に取り組む調査とされていること

等を踏まえ、その推進に一層取り組むことが求められている。

本調査においては、郵送による回答のほか、従前からオンラインによる回答も可能となっており、オンラインによる回答率（平成27年調査実績）は、調査票様式1-1及び1-2で約60%、様式2で約25%という状況にある。

しかし、本調査が月次調査であり、かつ、全数調査であることから、同一報告者に反復継続的に調査が実施されていることなどを考慮すれば、オンライン利用率の向上を図る余地があるものと認められる。

これについて、経済産業省は、これまで業界団体を通じてオンライン回答の依頼等を行っており、オンライン回答率は上昇傾向にあることから、引き続き、オンライン回答の普及を図ることとしている。

このように、オンライン調査の推進に取り組んでいることは評価できるところであり、今後更なる利用促進を期待する。

4 今後の課題

調定数等を都道府県別に把握することについては、今後のガス小売全面自由化の進展状況を踏まえ、報告者負担や利用者ニーズにも留意しつつ、例えば、年1回の調査事項として追加する等、その把握可能性について、引き続き検討することが必要である。

ガス事業生産動態統計調査の変更に係る部会審議を踏まえたメモ

- 公的統計に係る横断的な検討に向けて -

1 政府統計で用いる地域区分の在り方と都道府県別データの把握について

「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においては、経済統計の改善の一環として、「利用者視点に立った府省庁横断的な地域区分の統一の推進などの統計比較可能性の強化」について対応が求められているところです。

統計調査において、地域別の事業活動の状況を把握する際には、大きく分けて、都道府県別に報告を求める場合と、地域ブロックに集約して報告を求める場合がありますが、地域ブロックの区分については、各府省の地方支分部局の管轄区域の差異などにより、種々の統計の間で統一が図られていないという現状があります。

他の統計調査との比較可能性の確保や、幅広い統計利用者のニーズを踏まえると、一般的には、ニーズに応じた任意の地域ブロックによる組替集計が可能となるような情報の収集が望ましいと考えられるところであり、統計調査においては、特段の支障のない限り、地域ブロック別に集約した報告を求めるよりも、都道府県別に報告を求めることが望ましいと考えております。

しかしながら、今回の部会審議において示されたように、調査によっては、都道府県別に報告を求めることについて、報告者負担への配慮や、利活用ニーズが見極め難いことから、直ちに改善できない場合もあります。

については、このような個々の事情にも留意しつつ、統計調査結果の利活用や統計全体の比較可能性の向上に向けて、都道府県別のデータ把握が推進されることを期待するとともに、集計結果を地域別等に公表する際の標準的な在り方について、統計委員会を含め、政府全体で検討する必要があると考える次第です。

2 未諮問基幹統計の確認結果について

今回審議したガス事業生産動態統計調査（以下「本調査」という。）及び本調査から作成されるガス事業生産動態統計（以下「本統計」という。）は、統計委員会が統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づいて平成 19 年 10 月に設置されて以降、諮問されたことがなかったことから、今回の審議に合わせて、①本統計の基幹統計としての要件適合性（利活用状況の確認）、②本調査を実施する必要性（ガス事

業法（昭和 29 年法律第 51 号）に規定された報告徴収との関係）、③ガス事業の実態を踏まえた本統計の改善の余地等の 3 つの観点から、確認を行いました。

その結果、①及び②については、特段の問題は認められませんでした。一方で、③に関して、ガス事業法^(注1)又は液石法^(注2)に基づく国内のガス事業全体の需給量等の実態については、本統計のほか、石油製品需給動態統計や業界統計など他の既存統計により一定の把握がなされているものの、液石法に基づく液化石油ガス販売事業の最終的な需要者数については、統計として把握しきれていないと部会審議において指摘がありました。

本統計は、重要なエネルギー源であるガスに関する統計として非常に重要なものですが、ガス事業全体に係る需給の実態をより詳細かつ網羅的に把握する観点からは、本統計のみならず、他の既存統計を含めた体系的な把握について、今後、検討していく必要があると考える次第です。

以上、報告します。

(注 1) 本調査は、ガス事業法に基づく「ガス事業者」のみを対象に行われている。

(注 2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）

平成 28 年 11 月 18 日

産業統計部会長
川 崎 茂

第61回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成28年10月3日（月）16:30～18:34

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 川崎茂

（委 員） 河井啓希、西郷浩

（審議協力者（有識者）） 熊井裕二、森下淳一

（審議協力者（各府省等）） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、愛知県

（調査実施者） 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室：藤本室長ほか

（事 務 局） 総務省：横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山企画官ほか

4 議 題 ガス事業生産動態統計調査の変更について

5 概 要

- 事務局から諮問の概要について説明が行われ、次いで、調査実施者から追加の説明が行われた後、審査メモに沿って審議が行われた。
- 審査メモ中の「1 ガス事業生産動態統計調査の計画変更」及び「2 前回答申の『今後の課題』への対応状況」について調査実施者から説明がなされ、審議を行った結果、変更内容はおおむね適当と整理されたが、委員及び審議協力者から指摘のあった事項については、次回部会において調査実施者から回答することとされた。

主な意見は、以下のとおり。

(1) ガス事業生産動態統計調査の計画変更

ア 調査の目的

- ・ 調査の目的については、変更計画（案）のとおり、適当としたい。

イ 調査対象の範囲

- ・ 通常の統計調査では新規に参入した事業者の把握が難しいが、本調査はどうか。また、参入する事業者の数が非常に多いと、調査票を配布するのが大変だが、見通しはどうか。
 - ガス小売事業の新規参入の場合、どの導管エリアでいつから参入するかを事前に登録する必要があり、それにより把握可能である。また、新たにガス小売の契約を結ぶ必要があり、急激に事業者の数が増えることも想定しにくい。
- ・ ガス製造事業者が調査対象外となっているのは、最終的にガス小売事業者が総量の把握が可能であるためと理解すればよいのか。例えば、ガスを製造した者が、自社内で消費することも考えられるが、このような場合は本調査でどのような扱いとなるの

か。市場を通じて販売されているガスの総量を本調査で把握していると考えればよい
か。

→ 御理解のとおりである。ガスを市場に供給しない場合は、ガス事業には含めてい
ない。例えば、電力会社がLNGを調達し、自らの導管でガスを発電所に供給する
場合は「電力事業」として扱っている。

- ・ 調査対象の範囲については、変更計画（案）のとおり、適当としたい。

ウ 調査事項の変更

- ・ 本調査の地域区分は一般的な地域区分と思われるが、政策目的上も十分と考えてよ
いか。例えば、北海道の事業者が九州でガスの供給をする等、将来的には、他地域で
ガス事業に参入することが考えられるのか。

→ 他地域でガスを供給することは考えられる。このため、地域ごとの実績の確認は
必要と考えている。行政上の必要性から、地域ごとに管理をしてきている経緯もあ
り、今回、地域別の把握を案として提示したところである。

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2016 ～600兆円経済への道筋～」(平成28年6
月2日閣議決定。以下「骨太の方針」という。)で地域区分について指摘があった趣
旨は、類似統計間で地域区分が異なることにより、結果等についての比較分析が難し
いという点にある。

→ 地域区分が調査ごとに異なる場合があるとのことであるが、経済産業省、資源エ
ネルギー庁の中では統一されているのか。

→ 経済産業省内部では、経済産業省生産動態統計調査や商業動態統計調査で用いら
れている地域区分とは整合している。

- ・ 骨太の方針だと地域区分が区々であるとの指摘のようであるが、政府統計全体の横
断的な課題と考えればよいのか。

→ 静岡県を関東に含めるのか中部に含めるのか等、政府統計全体でみれば相違して
いる場合があるということであり、本調査のみの問題ではない。

- ・ 地域別に把握をすることはよいことと考えるが、この統計の需要を考えた場合、報
告者の負担を考慮しつつ、都道府県別に詳細化できないかと考える。例えば、エネ
ルギーバランスを考えた場合、都道府県別の把握が必要ではないか。また、事業者にお
いても、新規参入を検討するに当たって、都道府県別でどのような状況となっている
のかは市場を理解する上で重要と考える。今後、自由な競争を促進していく上でも都
道府県別データは重要ではないか。

→ 都道府県別表章については、①秘匿の増加による利活用面の低下や個社情報の保
護の観点、②事務負担の増加や調査票の変更の必要性、③都道府県別での回答が困
難な調査事項の存在、④報告者負担の増加等の観点から対応が困難と考える。

→ 報告者単位での表章をする場合は秘匿措置が必要となるが、需要者側のデータで
あることから、秘匿措置が理由となるかは疑問がある。

→ 資源エネルギー庁では、別途行っている「エネルギー消費統計調査」において、
ガスの数量及び熱量について、需要サイドからの情報を把握しており、都道府県別
にも集計・公表している。したがって、現時点で支障はないと考えている。

- ・ 簡易ガス事業者は規模の小さい事業者が多く、都道府県別の報告を求められた場合、事務負担の増加を懸念している。
- ・ 都道府県別の表章の意義については部会長御指摘のとおりのものであるが、事業者を確認したところ、複数の都道府県にガスを供給している事業者において都道府県別のデータ管理をしていない事業者もあり、そのためのシステム改修を行ったり、手作業で集計しなければならなくなったりするということだった。これにかかる金銭的・事務的負担が重いという意見がガス事業者から出ている。また、集計システム上、来年度調査から都道府県別の報告を求められるというのは、対応が困難であることから、慎重なご検討をお願いしたいと考えている。
- ・ 調査事項の変更については、都道府県別結果の表章が可能となるよう、地域ブロック別ではなく、都道府県別の把握とすることの意義はあるものの、回答者側からは、これによる記入負担の著しい増加への懸念が表明されていることから、変更計画（案）のとおり対応することは、適当としたい。ただし、地域別表章のあり方については、本調査に限らず、整理が必要と考えている。

エ 調査事項の削除

- ・ 調査事項の削除については、変更計画（案）のとおり、適当としたい。

オ 集計事項

- ・ 集計事項の変更については、変更計画（案）のとおり、適当としたい。

カ 公表の方法及び公表の期日

- ・ 統計委員会委員からデータアーカイブとして、統計データを長期的に保存すべきとの指摘があった。印刷物は国会図書館に保存されるが、公表形態をインターネットのみとするという今回の変更でアーカイブという面で担保はされているのか。超長期のデータ保存はどのようになっているか。
- ・ 現状において、印刷物及びインターネット上で、データはどこまで遡って確認できるのか、また今後、データの保存について、どのような方針で臨むのか、次回部会で回答をお願いしたい。
- ・ 公表の内容について変更計画の内容に異議はないが、集計表に対する要望がないなど、利活用が乏しいと受け取れる発言は寂しい。経済産業省として、この調査でどのようなことが分かるのかなど、利用者に対する積極的な情報発信についても、考えてよいのではないか。
 - 集計表に対する要望がないことをもって、この統計の利活用が乏しいことにはならないと考えているが、小売全面自由化の進展により、新たなニーズが出てくる可能性もあり、今後、どういう集計・分析があるのかは検討していきたい。
 - 報告負担を課して回答を得ている以上、データの積極的な利活用が促進されるよう、今後も検討いただきたい。
- ・ 本調査における過去データの利用可能範囲及び将来的なデータ蓄積については、次回部会で御回答いただきたい。

キ オンライン調査の推進

- ・ 集計事務の受託者而言えば、オンライン回答がなされれば、毎月、数日を要しているデータ入力及び検査作業の手間がなくなることから、作業負担の軽減や正確な統計作成の観点から、一般ガス事業者の業界団体としても、その推進に取り組んでいるところ。平成 23 年度に加盟事業者にオンライン回答の促進について、一度周知をしており、一定の効果があつたと考えているが、今後、今回の調査事項の変更の周知と併せて、オンライン回答についても引き続き推進していきたい。
- ・ 簡易ガス事業者のオンライン回答率が低いことから、業界団体として周知を図り、オンライン回答を推進していきたい。
- ・ オンライン調査に対する取組については、適当としたい。

(2) 前回答申の「今後の課題」への対応状況

- ・ 前回答申の際に付された「今後の課題」は、ガス事業に関する規制緩和に伴う調査内容に関する適宜の見直しを求めたものであつたが、今回申請された変更が、この課題への対応になつていると考えられる。については、本日行つた審議により、特に問題点の指摘がなかつたことから、この課題への対応については、適当としたい。

6 次回予定

次回部会は、平成 28 年 10 月 24 日（月）16 時 30 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

第63回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成28年10月24日（月）16:30～18:13

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 川崎茂

（委 員） 河井啓希、西郷浩

（審議協力者（有識者）） 熊井裕二、森下淳一

（審議協力者（各府省等）） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
愛知県

（調査実施者） 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室：藤本室長
ほか

（事 務 局） 総務省：横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山企画官ほか

4 議 題 ガス事業生産動態統計調査の変更について

5 概 要

○ 平成28年10月11日（火）の統計委員会において行われた部会報告（平成28年10月3日・第61回）の際に示された委員長の意見について、部会長が対応を整理した後、第61回部会において指摘のあった事項について、調査実施者から追加の説明が行われ、引き続き、審査メモに沿って、未諮問基幹統計（基幹統計調査）としての確認が行われた。

○ その後、答申（案）の審議が行われ、その方向性については、おおむね了解が得られた。

これを受けて、答申（案）については、今後、部会長が作成した案を部会所属委員が書面で確認し、その後、統計委員会運営規則第6条第2項の規定に基づき、書面による議事を行った上で部会における議決とすることとされた。

なお、未諮問基幹統計（基幹統計調査）の確認は、今回の部会審議で併せて行っているものの、変更事項そのものではないとの意見を踏まえ、その確認結果については、答申案とは別の形式で整理することとされた。

○ また、答申とは別に、調査横断的な事項として、集計結果を地域別等に公表する際の標準的な在り方等を政府全体で検討する必要性について、部会長メモとして、統計委員会に報告することとされた。

委員及び審議協力者からの主な意見は、以下のとおり。

（1）10月11日の統計委員会で示された意見を踏まえた対応

- ・ 10月11日の統計委員会において第61回の部会報告を行った際に委員長から示された意見を受けて、ガス事業生産動態統計調査（以下「本調査」という。）における都道府県別のデータ把握についての考えを述べる。

まず、現状において、都道府県内の供給者が1事業者のみというところが少なくなく、調査実施者が懸念されている秘匿の問題はあるかもしれない。しかしながら、その後、日本ガス協会から発行されている「ガス事業便覧」の中で、既に都道府県別の供給状況が公表されていることを確認した。このため、都道府県別のデータ提供については、既に一定の必要性が認められていると考えるべきで、今後のガス小売全面自由化の進展に伴い、日本ガス協会に入会しない事業者も出現する可能性もあることを考えると、公的統計でこそ調べて公表すべきではないかと思う。

また、今回の調査計画のようにブロック別の実績のみ報告を求め続けることになると、二次的利用の申請をしたとしても、都道府県別や、ブロックの範囲を変更した組み替え集計ができない。現在は、地方経済産業局の所管地域ごとに集計することとされているが、経済財政諮問会議において、地域別集計における統計間の不一致による問題点が指摘されていることを踏まえると、都道府県別に把握することは、統計比較可能性、利用向上の観点から、必要性が高まるのではないかと思う。

したがって、都道府県別に把握する必要性自体は、否定できないと思う。ただし、前回の審議では、報告者の立場から負担が非常に大きいという意見が強かった。そのため、現時点においては、直ちに対応することは困難という整理ではないかと思う。

このように考えると、本部会での最終的な結論としては、「適当」ではなく、「やむを得ない」という方が適切であると、改めて考える。

については、本日の部会においては、この都道府県別の供給状況の把握について、答申案審議の中で、改めて議論したい。

(2) 前回の宿題事項、調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更

- ・ 現時点においては、3年以上前のデータは遡って利用することはできないが、今回の変更で電磁的記録が永年保存されることは望ましいものと考えられ、調査票情報の保存期間及び保存責任者について、変更計画(案)のとおり、適当と判断したい。

(3) 未諮問基幹統計(基幹統計調査)としての確認

ア 基幹統計としての要件適合性

- ・ 本調査については、基幹統計の要件に適合しているものと整理したい。

イ 本調査実施の必要性

- ・ 法律上に報告徴収に関する規定がある一方で、統計調査も実施しているのは、本調査だけではないと思うが、本調査において、両者の役割分担が明確に整理されているのは、極めて重要である。したがって、報告徴収による情報収集で本調査を代替することはできず、本調査を基幹統計調査として実施する必要性は認められるものと整理したい。

ウ ガス事業の実態を踏まえた見直しの必要性

- ・ 日本LPガス協会の統計では、LPガス全体の供給量は把握できているが、末端の需要家の数や一戸当たりの需要量等までは、明らかにされていないことから、今後、

把握方法を検討していただけるとありがたい。

- ・ 日本LPガス協会として、都道府県別のデータ把握の必要性はあるのか。また、業界団体が調査をやめて、公的統計が引き続き把握する事例が見受けられるが、日本LPガス協会が実施する調査については、今後も継続的な実施が担保されているのか。
 - LPガスの販売量等の変遷を確認する必要性から、都道府県別の細かなデータを把握しているものと考えており、今後、ガスの小売全面自由化に伴い、ますます重要性が高まっていくものとする。このため、日本LPガス協会においても、直ちに、調査を廃止するようなことは考えていないのではないかと考える。
- ・ 日本LPガス協会の都道府県別の統計情報については、今後のLPガス小売事業への参入に当たって、需要量等を把握するための目安となるものか。
 - その面もあるが、LPガスについては地域ごとに需要動向に差があり、特性の把握という面もあるのではないかと考える。
- ・ 「LPガス都道府県別販売量」には、本調査で把握されている簡易ガス事業によるLPガスの供給も含まれていると考えてよいのか。
 - そのとおりである。当該データには、家庭向けはもとより、タクシーの燃料や化学製品等の原材料等に使用されている分も含んでいる。
- ・ 先ほど、LPガスの小売事業者は約2万者あるとのことであったが、日本LPガス協会のデータは、事業者の全数を調査して把握しているものか。
 - このデータは、輸入業者（元売り）と精製事業者から把握した数字であり、これにより、LPガスの全量を把握しているものとする。
- ・ LPガスの供給過程における上流部分でデータを把握しているとする、用途までは把握できないのではないかと。
 - 用途は把握しているが、末端の需要家数までは把握できていない。ただし、LPガスを供給するに当たっては、需要家数に応じた保険加入が義務付けられており、その保険を管理する団体の保有する情報から、おおまかな需要家数を推計することは可能である。
 - その団体における需要家数等の情報は公表されているのか。
 - 公表している団体もあれば、していない団体もある。
- ・ 現時点では、本調査と他の既存統計との間で一定の役割分担がある一方、本調査の対象にLPガスの小売業者まで含めて網羅的に調査を行うことは難しいと考える。このため、結論としては、現行の状況を「適当」としつつ、別途、全体像が把握できるような統計の充実について検討をお願いしたい。

(4) 答申(案)の審議

ア 本調査計画の変更

(ア) 調査の目的の変更

- ・ 特段の異論がないので、変更案を適当とし、原案で了としたい。

(イ) 調査対象の範囲の変更

- ・ 特段の異論がないので、変更案を適当とし、原案で了としたい。

(ウ) 調査事項の変更

- ・ 資源エネルギー庁が監修し、日本ガス協会から発行されている「ガス事業便覧」に掲載されている都道府県別のデータは、本調査とは別に、同協会が年に一度、事業者に対して調査（以下「協会調査」という。）を行って把握しているものである。本調査は、毎月10日を調査票の提出期限としているが、協会調査については、回答期間に余裕を持たせて行うことで、データの把握が可能になっている。また、一つの県に事業者が一つしかないような場合、個々の事業者に係る情報を開示することにもなるため、毎月ではなく、年に1回ということでの理解を得ているものと承知している。なお、ガス小売全面自由化後については、個々の事業者のデータの有用性が高まることから、情報の取扱いについては、今まで以上に事業者との調整が必要ではないかと考えている。
 - 協会が行う調査については、年度末時点の情報について報告を求めているものであり、年度明けの5月下旬に調査票を事業者に依頼し、7月下旬を提出の締切りとしている。このようにかなりの期間をとって調査を行っており、本調査のように月次で把握することは、事業者の記入負担からもなかなか難しいと思われる。
- ・ ガス事業便覧に掲載されている都道府県別の販売量等の情報は、事業者側から見れば、関心のあるデータと考えてよいか。
 - 関心はあるものとする。しかしながら、都道府県内に事業者が1社又は2社しかなければ、企業情報が他社に分かってしまうことから、その提供や公表に懸念を示す事業者もある。現行公表されている内容は、事業者の理解を得た上で、情報収集し、結果を公表しているものである。
- ・ ガス事業便覧における「供給区域内普及率」は、一般的な意味の「普及率」ではないと理解してよいか。
 - 普及率は、分母は供給区域内の世帯数、分子はメーターの取付数として算出している。取付数には、家庭用のほか、工業用・商業用等に用いられるものも含まれているため、結果的に普及率が100%を超える県がある。
- ・ 現時点では、本調査で調定数等を都道府県別に把握することは困難かもしれないが、ガス小売全面自由化の進展により、将来的には、公的統計として把握すべき事項であると考えている。年1回でも把握できないのか。
 - 都道府県別の把握は、作業上は可能と考えるが、事業者から協力は得られるのか。
 - 基幹統計調査として把握するとなれば、事業者としては、報告せざるを得ないのではないかと考える。ただし、都道府県に事業者が1～2社の場合には、秘匿の問題があり、その点は十分に事業者の意見を確認していただきたい。
 - ガス小売全面自由化により、県によっては、供給事業者が3社以上となる可能性があり、今後、秘匿処理が不要となる都道府県が増えるのではないかと考える。
- ・ ガス導管が整備されていなければ、県をまたぐようなガスの供給はできないのか。
 - 導管が繋がっていなくとも、ローリーで運ぶ等の方法により、供給は可能である。
- ・ 現行のガス事業便覧は、調査結果の公表について、理解を得られているものと理解してよいか。
 - 現時点では小売事業への参入は規制されていることもあり、現行の範囲であれば、

協力を得られていると理解している。

- ・ ガス小売全面自由化によって、都道府県によっては、供給事業者が複数となることが想定される。このため、①秘匿は必要ないという考え方と、②今以上に秘匿への要望が高まるという考え方の両面があるものと想定されるが、調査実施者としては、どちらの立場と理解すればよいか。
 - 両方あると考えている。新規参入事業者が少ないと考えられる地方においては、引き続き、供給事業者が1社又は2社のままであることから、秘匿の意識が強まると考えている。
 - 新規参入を促進する政策の観点から言えば、既存事業者から得られるデータにより地域の市場の需給状況等を公表することは必要ではないかと考える。
- ・ 結論としては、今回の変更についてブロック別の把握にとどまることはやむを得ないとしつつも、都道府県別のデータを把握する必要性はあると考えており、引き続き検討してほしいので、その趣旨の一文を追加するとともに、「今後の課題」でも触れることとしてはどうかと考える。

(エ) 調査事項の削除

- ・ 特段の異論がないので、変更案を適当とし、原案で了としたい。

(オ) 集計事項の変更

- ・ 特段の異論がないので、変更案を適当とし、原案で了としたい。

(カ) 公表の方法及び公表の期日の変更

- ・ 特段の異論がないので、変更案を適当とし、原案で了としたい。

(キ) 調査票情報の保存期間及び保存責任者

- ・ 特段の異論がないので、変更案を適当とし、原案で了としたい。

イ 統計審議会諮問第307号（平成18年3月10日付け統審議第5号）の答申時における「今後の課題」への対応状況について

- ・ 特段の異論がないので、調査実施者の対応を適当とし、原案で了としたい。

ウ オンライン調査の推進

- ・ 特段の異論がないので、調査実施者の対応を評価しつつ、今後の更なる利用促進を期待したい。

エ 今後の課題

- ・ 調査事項の変更の部分における審議を踏まえ、今後の課題として、「今後のガス小売全面自由化の進展状況を踏まえ、報告者の記入負担や利用者のニーズにも留意しつつ、都道府県別の調定数等を年1回の調査事項として追加するなどの方法により、把握することについて検討する」といった旨の課題を付したい。詳細な文案については、

事務局と相談の上、速やかに確認していただくこととしたい。

オ 未諮問基幹統計（基幹統計調査）の確認

- ・ 未諮問基幹統計の確認については、効率的に審議を行う趣旨で、今回の諮問に併せて確認しているものであり、諮問とは別の位置づけと考える。これまでも、未諮問基幹統計の確認結果を、諮問に対する委員会の結論である答申の中に記載する扱いとなっていたのか。
→ 特に決まった形式はないと考えている。ただし、部会での審議結果は、何らかの形で残したいというだけである。したがって、答申案とは別に、メモを作成することも有り得ると考えている。
- ・ ガス事業に関する統計全体の在り方について、答申に盛り込めれば理想的であるが、あくまで本調査の変更に関する答申であることから、他の統計にまで踏み込んで記載することは適当ではないと考える。したがって、他の統計との関係にも議論が及んでいる未諮問基幹統計の確認については、答申と切り離して記載する方向で、文案については、今後、調整することとしたい。

（５）部会長メモについて

- ・ 今回の審議を受けて、政府統計全体に関する課題と認識した内容を、答申と合わせて委員会に報告するため、部会長メモを作成したい。詳細な文案は、改めてお示しするが、骨子としては、以下のような内容を考えている。

- 骨太の方針で、地域区分の統一の推進などの統計比較可能性の強化が記載。
- 公的統計調査において、地域別の状況を把握する際には、都道府県別に報告を求める場合と、地域ブロックに集約して報告を求める場合があるが、地域ブロックの区分については、統一が図られていないと認識。
- 一般的には、①比較可能性の確保の観点や、②任意の地域ブロックによる組替集計の可能化から、都道府県別に報告を求めることが望ましい。
- しかしながら、報告者負担への配慮などから、直ちに改善できない場合がある。
- このような個別事情にも留意しつつ、都道府県別のデータ把握が推進されることを期待しつつ、集計結果の地域表章の標準的な在り方について、政府全体で検討する必要がある。

6 その他

答申（案）については、今後、部会長が作成した案を部会所属委員が書面で確認し、その後、統計委員会運営規則第6条第2項の規定に基づき、書面による議事を行った上で部会における議決とすることとされた。議決された答申（案）については、平成28年11月18日（金）開催予定の統計委員会において、川崎部会長から報告することとされた。

なお、未諮問基幹統計（基幹統計調査）に関する確認結果及び部会長メモについても、部会長が案を作成して、部会所属委員に提示することとされた。

以上

第64回産業統計部会議事結果

1 日 付 平成28年11月8日（火）

2 議決参加者

（部会長）川崎茂

（委員）河井啓希、西郷浩

3 議 題 ガス事業生産動態統計調査の変更について

4 概 要

○ 平成28年10月24日（月）に開催された第63回産業統計部会において、諮問第94号「ガス事業生産動態統計調査の変更について（諮問）」の審議を行ったところ、審議がおおむね終了し、本部会に所属する委員において答申案の方向性について、事実上の合意がなされた。

これを受けて、統計委員会運営規則第6条第2項の規定に基づき、部会長作成の答申案について書面による議事を行ったところ、全ての所属委員から賛同が得られたことから、この答申案について、本部会で議決されたものとして扱い、平成28年11月18日（金）開催予定の第103回統計委員会に報告することとされた。

以上

総政企第251号
平成28年9月29日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
山本 早 苗



諮問第94号
ガス事業生産動態統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成28年9月9日付け20160906資第13号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添省略

平成28年9月29日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第94号の概要

(ガス事業生産動態統計調査の変更)

ガス事業生産動態統計調査の概要（現行）

調査実施部課

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

調査の目的

ガス事業の生産の実態を明確にし、以て、ガス事業法第1条に規定する目的[※]達成の基礎資料とする。

※ ガス使用者の利益の保護、ガス事業の健全な発達等を目的としている。

調査の沿革等

- 昭和26年指定統計調査として、一般ガス事業者を対象にする毎月調査として開始
 - その後、ガス事業法の改正に伴い、簡易ガス事業者、大口ガス事業者及びガス導管事業者を、順次、対象範囲に追加
 - 平成18年4月分の調査からは、ガス販売高に係る金額項目（四半期調査）を追加
- ※本調査は、平成18年3月に統計審議会（当時）の答申を受けて以降、統計審議会及び統計委員会の諮問審議を受けていない。

調査事項

1. 製品ガスの生産量、購入量 等
2. 需要家メーター数
3. 原料の入荷量、消費量及び在庫量
4. 託送供給
5. 消費電力量、従業者数

調査対象と調査票の構成等

調査対象（報告者数） ※平成28年7月末時点	調査票	調査周期
一般ガス事業者（203）	様式1-1（数量） 様式1-2（金額）	毎月 四半期
大口ガス事業者（21）		
ガス導管事業者（24）		
簡易ガス事業者（1389）	様式2（数量）	毎月

調査系統

経済産業省 ——— 経済産業局 ——— 報告者

※ オンライン調査については、経済産業局を経由せずに実施

調査方法

郵送調査、オンライン調査

結果の利活用

① 全国的な政策を企画立案し、これを実施するための基礎資料

- 国民経済計算、鉱工業指数、産業連関表作成のための基礎資料
- ガス料金算定のための基礎資料 等

② 民間における意思決定や研究活動のための基礎資料

- 地域ごとのガス市場の動向把握を行うための基礎資料
- ガス需給状況等を把握するための基礎資料 等

③ 国際機関へのデータ提供の基礎資料

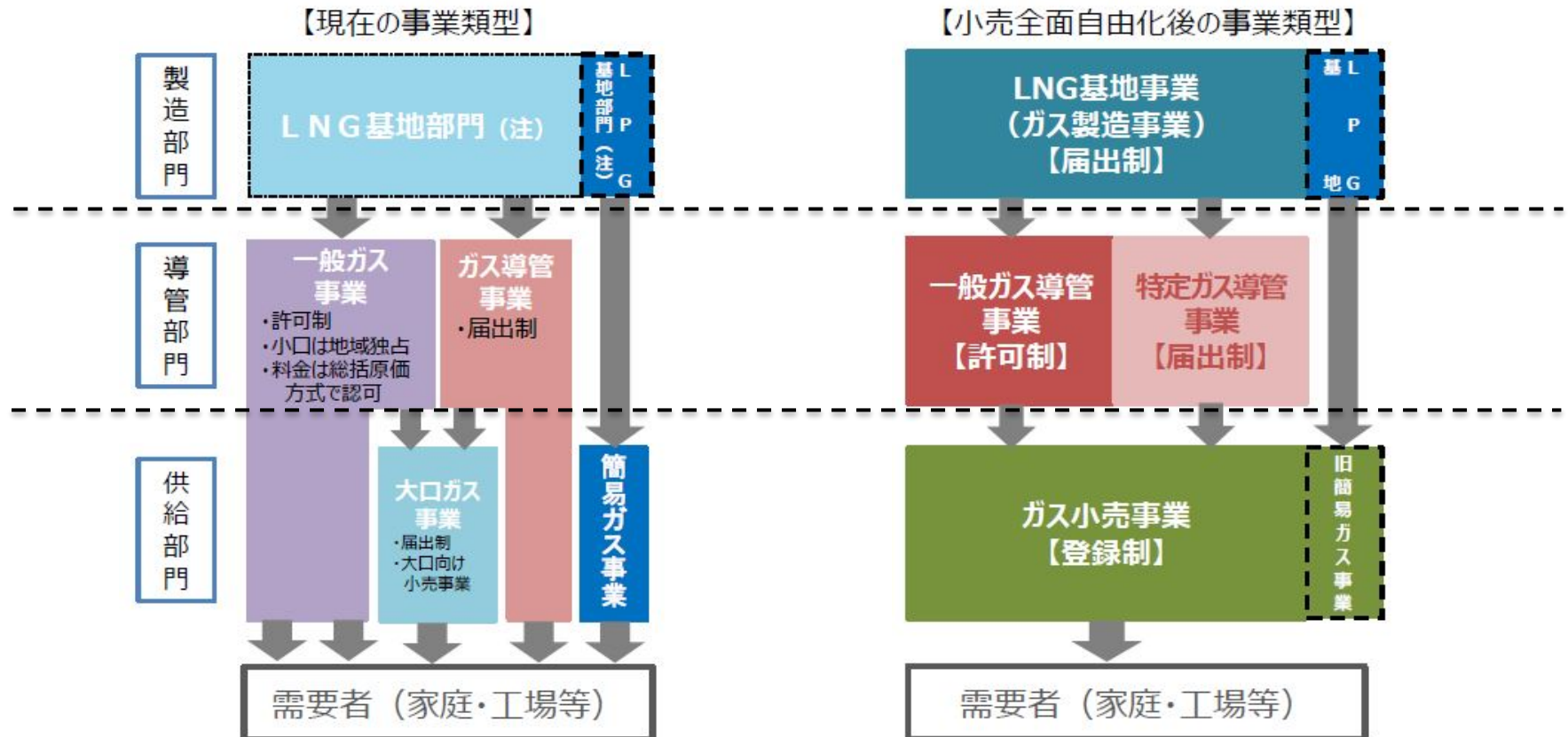
- I E A（国際エネルギー機関）が日本のエネルギー政策を評価する際の基礎資料として、データを提供

ガス事業法改正の概要

小売の全面自由化

現在、一般ガス事業者には認められていない家庭向け等の小口のガス供給について、地域独占を撤廃し、登録を受けた事業者であれば、誰に対してもガスの販売が可能になる。これを受け、「一般ガス事業」や「大口ガス事業」といった区別を廃止し、ガスの生産（製造部門）・供給（導管部門）・販売（供給部門）の各事業ごとに、必要な規制を課す制度に変更される。

調査対象事業者の変更



(注) 基地部門にはガス事業法による事業規制がない。

主な変更内容と想定される論点

※変更の適用時期 平成29年4月

1. ガス事業法の改正を踏まえた変更

(1) 調査対象範囲の変更

- ガス事業者（ガス事業法改正前は、一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者）の区分を見直し

(2) 調査事項の変更及び集計事項の変更

- 「大口販売」、「小口販売」の区分の廃止に伴い、調査事項を統合・整理
- 地域独占の撤廃に伴い、新たに販売量等を地区別に把握するなど、調査事項を追加 等

2. その他の変更

- 公表方法等の変更

【論点】

- ガス事業法改正後におけるガスの生産実態を適切に把握できるものとなっているか
- 報告者の記入負担に配慮されているか
- 変更後も統計データの比較が継続的に行えるものとなっているか

3. 未諮問基幹統計のフォローアップ^o

- 本調査は、統計委員会への諮問が初めてであることから、本調査及び統計の役割等について確認

【論点】

- 基幹統計の法定要件に適合しているか（利活用状況の確認）
- 本調査実施の必要性は認められるか（報告徴収権限との関係整理）
- ガス事業の実態を踏まえた調査体系の見直しの必要性はないか（改善余地等の確認）

ガス事業生産動態統計調査の答申案の概要

項目	変更内容等	答申案の概要
1 計画の変更 (1) 調査の目的	① 調査の目的の記載を一般化	・適当と整理 (広範な利活用が想定されることを踏まえて目的の記載を一般化するもの)
(2) 調査対象の範囲	② ガス事業法の改正に沿って、調査対象となる事業者区分を変更	・適当と整理 (適切な実態把握に資する)
(3) 調査事項の変更	① 製品ガスの購入・販売等に関する項目において、以下の変更を行う。 ・大口販売、小口販売を統合 ・「うち、選択約款」の欄を削除 ・販売量及び販売金額について地区別の回答欄を追加	・①及び②における地区別の回答欄追加について、ガス小売全面自由化の実態をより適切に把握するためには、都道府県別に把握することが望ましい。しかしながら、他の統計調査での把握状況や、月次調査の実施スケジュールにおける報告者負担の著しい増加への懸念から、現時点においては、やむを得ない。
	② 需要家メーターに関する項目において、用途別のメーターの取付数を廃止し、総数のみ把握 また、調定数について地区別の回答欄を追加	◆ただし、ガス小売全面自由化の状況を踏まえたデータ提供のため、都道府県別に把握することは必要と考えられるところであり、例えば、年1回の調査事項として都道府県別に把握する等、その把握可能性について引き続き検討する必要性を指摘⇒【今後の課題】
	③ 託送供給に関する項目において、「卸託送」を「連結託送」に名称変更、「自己託送」を調査事項として追加	・その他の項目については、適当と整理 (ガス事業法の改正に伴う利活用ニーズの変化を踏まえたもの)
(4) 調査事項の削除	① ガスの原料に関する項目において、「揮発油」等を削除	・適当と整理 (必要性の低下等に対応するものであり、報告者負担の軽減にも資する)
	② ガス生産量等の項目において、「石炭ガス」、「その他の石炭系ガス」及び「揮発油ガス」を削除 また、一般ガス事業者の内訳項目の削除	
	③ 消費電力量の項目を削除	
(5) 集計事項	○ 調査事項の変更に伴う変更	・適当と整理 (調査事項の変更に伴う追加・削除を行うもので、時系列データの接続についても配慮)
(6) 公表の方法及び公表の期日	① 印刷物とインターネットにより公表している形態を、インターネットのみの公表に変更	・適当と整理 (利用実態を踏まえたもの。なお、公表については集計作業を効率化し、公表の早期化にも努めることとしている。)
	② 公表期日の変更 (「翌月20日まで」を「翌月下旬まで」に変更する等)	
(7) 調査票情報の保存期間及び保存責任者	○ 調査票の内容を記録した電磁的記録の保存期間を「2年」から「永年」に変更	・適当と整理 (電磁的記録の永年保存により、二次利用への対応が可能)

項目	変更内容等	答申案の概要
2 前回答申※における「今後の課題」への対応 ※統計審議会諮問第307号の答申(平成18年3月10日付け統審議第5号)	① ガス小売全面自由化に伴う統計の継続性の維持	・適当と整理 (今回申請された変更により、適切に対応)
3 その他	○ オンライン調査の推進	・適当と整理 (業界団体を通じたオンライン調査の依頼等、取組を評価しつつ、更なる利用率の向上を期待)

《今後の課題》	○ 調定数等を都道府県別に把握することについては、今後のガス小売全面自由化の進展状況を踏まえ、報告者負担や利用者ニーズにも留意しつつ、例えば、年1回の調査事項として追加する等、その把握可能性について、引き続き検討することが必要である。
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------